中小企業等の経営強化に関する基本方針の一部を改正する告示に対する意見公募要領

令和８年１１月５日
中小企業庁経営支援部経営支援課

１．意見公募の趣旨・目的・背景

令和７年の地方からの提案等に関する対応方針（令和７年 12 月 23 日閣議決定）において、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）の導入促進基本計画（第 49 条第１項）については、市区町村の事務負担を軽減するため、計画に定める事項（同条第２項）の記載例を示すとともに、他の計画等からの引用を可能とすることや、計画策定の手続の合理化等について、中小企業等の経営強化に関する基本方針（第３条）を改正することとしています。これに伴い、中小企業等の経営強化に関する基本方針（令和３年厚生労働省・経済産業省告示第１号）において先端設備等の導入の促進の目標の設定の規定を改める必要があるため、告示を改めるものです。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

２．意見公募の対象

「中小企業等の経営強化に関する基本方針の一部を改正する告示」

３．資料入手方法

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
（２）窓口での配布
中小企業庁経営支援部経営支援課
（東京都千代田区霞が関１－３－１　経済産業省別館７階）

４．意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和８年１１月５日（木）～令和８年１２月４日（金）必着

５．意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」
電子政府の総合窓口「e-Gov」(https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public)の意見提出フォームからご提出ください。

（２）郵送
意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。
住所：〒１００－８９１２
東京都千代田区霞が関１－３－１
中小企業庁経営支援部経営支援課

パブリックコメント担当　あて

（３）電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）
意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。
メールアドレス：　bzl-keieikakushin@meti.go.jp
（電子メールの件名を「中小企業等の経営強化に関する基本方針の一部を改正する告示に対する意見」として下さい。）

※　電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

６．その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

中小企業庁経営支援部経営支援課　パブリックコメント担当　宛

「中小企業等の経営強化に関する基本方針の一部を改正する告示」に対する意見

［氏　名］	（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）
［住　所］	
［電話番号］	
［電子メールアドレス］	
［御意見］	
・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） ・意見内容 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	